

○北海道警察機動鑑識班運用要綱の制定について

令和5年7月6日

道本鑑第1216号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察の機動鑑識班（係）については、これまで「北海道警察機動鑑識班運用要綱の制定について」（平29. 11. 14道本鑑第2331号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、旧通達について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察機動鑑識班運用要綱」を定めたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和5年7月13日付けで廃止する。

別添

北海道警察機動鑑識班運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察本部鑑識課機動鑑識班及び方面本部鑑識課機動鑑識係（以下「機動鑑識班」と総称する。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 活動区域

1 機動鑑識班の活動区域は、次表に掲げるとおりとする。

区 分	活 動 区 域
警 察 本 部	札幌方面各警察署の管轄地域
函 館 方 面 本 部	函館方面各警察署の管轄地域
旭 川 方 面 本 部	旭川方面各警察署の管轄地域
釧 路 方 面 本 部	釧路方面各警察署の管轄地域
北 見 方 面 本 部	北見方面各警察署の管轄地域

2 警察本部及び方面本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、捜査のため必要があると認めるときは、前事項の表に掲げる区域以外の区域において機動鑑識班を活動させることができる。

第3 任務

1 機動鑑識班は、おおむね次に掲げる重要又は特異な事件事故（以下「重要特異事件等」という。）の現場鑑識活動に従事するものとする。

- (1) 殺人、強盗、不同意性交等、放火等の凶悪事件
- (2) 銃砲刀剣、火薬、爆発物等を使用した事件
- (3) ガス爆発事故、航空機事故、列車事故、炭鉱事故、火災事件その他の特殊事件
- (4) 重要な窃盗事件及び侵入窃盗事件
- (5) 変死事案
- (6) その他警察署長から出動要請のあった事件事故

2 鑑識課長は、捜査のため必要があると認めるときは、機動鑑識班に特別の任務を命ずることができる。

第4 勤務制

機動鑑識班の勤務制は、3個班変則交替制勤務又は毎日勤務とする。

第5 勤務時間等

1 機動鑑識班の勤務時間は、次表に掲げるとおりとする。

区分 勤務制		勤務開始 時刻	勤務終了 時刻	総時間	勤務 時間	休憩 時間	備 考
3 交 個替 班制 変勤 則務	当 番	午前 10時00分	翌日午前 10時00分	24時間	15時間 30分	8 時間 30分	1 勤務時間は、1 週間当たり38時間45分とすること。 2 夜間において連続4 時間以上の休憩時間を置くこと。 3 当番にあつては、勤務時間4 時間につき15分の休息時間を置くこと。
	日 勤	午前 8 時45分	午後 5 時30分	8 時間 45分	7 時間 45分	1 時間	
毎勤 日務	日 勤	午前 8 時45分	午後 5 時30分	8 時間 45分	7 時間 45分	1 時間	

2 鑑識課長は、重要特異事件等が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、前事項の勤務開始時刻又は勤務終了時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

3 勤務時間の割振りは、鑑識課長が定める。

4 鑑識課長は、機動鑑識班員（以下「班員」という。）に対し、12週間に付き24回の勤務を要しない日を指定するものとする。

第6 運用の基本

鑑識課長は、関係所属長と緊密な連携を保持し、機動鑑識班の効率的な運用に努めるとともに、班員の現場鑑識能力の向上を図るため、必要な教養訓練を行うものとする。

第7 現場出動

1 鑑識課長は、重要特異事件等の発生を認知したときは、直ちに班員を出動させ、現場鑑識活動に当たらせるものとする。

2 警察署長は、重要特異事件等の現場鑑識その他必要があると認めるときは、鑑識課長に機動鑑識班の応援派遣を要請することができる。この場合において、鑑識課長は、直ちに機動鑑識班を出動させるものとする。

第8 現場指揮

機動鑑識班が出動したときの指揮は、重要特異事件等の発生地を管轄する警察署長（第10の事項において「所轄警察署長」という。）が行うものとする。ただし、鑑識課長は、必要があると認めるときは、直接指揮を行うことができる。

第9 警察署員等との連携

班員は、重要特異事件等の現場に出動した場合は、警察署の鑑識係員、機動捜査隊（係）員等と緊密な連携を保ち、相互に協力し、現場鑑識活動に当たらなければならない。

第10 引継ぎ

機動鑑識班が取り扱った事件については、証拠物件及び関係書類とともに、現場鑑識実施報告書（別記第1号様式）により、速やかに所轄警察署長に引き継がなければならない。

第11 報告

班員は、勤務終了後、現場鑑識活動の状況を活動日誌（当番の場合は別記第2号様式、日勤の場合は別記第3号様式）により、鑑識課長に報告しなければならない。

第12 腕章の着用

- 1 班員は、現場鑑識活動に従事するときは、機動鑑識班を表示する腕章を用いなければならない。
- 2 腕章の形状、寸法等は、別図のとおりとする。

※別記様式は省略